

令和2年5月8日

保護者の皆さまへ

阿波市長 藤井 正助  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 保育所・認定こども園の利用について（延長のお知らせ）

日頃は、阿波市児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆さまにご協力をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

この度、「緊急事態宣言」が5月31日まで延長されたことに伴い、市内保育施設の利用につきましても下記のとおり対応期間を延長いたします。

保護者の皆さまには、長期間にわたりご負担をおかけし大変恐縮でございますが、感染拡大防止の取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 対応期間（登園を控えていただく期間）

＜変更前＞ 令和2年4月27日（月）から5月6日（水）まで

＜変更後＞ 令和2年4月27日（月）から5月31日（日）まで

#### 2. 対応期間中の保育について

保育所・認定こども園は継続して開園しております。保護者の方の職務上の都合などにより、家庭での保育が困難な場合は、これまでどおり利用してください。

保護者の方の勤務時間が短縮される場合は、勤務時間に応じてお迎えをお願いいたします。

#### 3. 保育料の取り扱いについて

「0歳児から2歳児クラス」の方につきましては、上記期間中に登園を控えた日数に応じて日割り計算により減額いたします。

減額の方法については、いったん月額保育料を全額ご負担いただき、後日、登園を控えた日数に基づき日割り計算した金額を還付する予定としております。手続き方法の詳細は、決まり次第、あらためてご案内いたします。

※ 保育料が発生していないお子さまは対象外です。

※ 阿波市外在住のお子さまにつきましては、お住いの市町村にご確認ください。

#### 【副食費について】

3歳児から5歳児クラスの副食費については、食材の購入計画等の関係から月額徴収を基本としていますが、施設の規定により日割り計算等の対象となる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

#### 4. 「育児休業からの復職予定」の要件で入園したお父さまについて（4月・5月入園）

4月・5月に「育児休業からの復職予定」を要件として入園されている方は、通常、入園月の翌月20日までに復職することを前提として利用可能としているところですが、感染症対策として勤務先との調整のうえ育児休業を延長される場合は、育児休業の復職日の期限を6月末まで延長いたします。

＜これまでの取り扱い＞ 4月1日入園 → 5月20日までに復職

5月1日入園 → 6月20日までに復職

＜今回の取り扱い＞ 4月1日・5月1日入園 → 6月30日までに復職

育児休業を延長される場合は、変更後の復職日が記載された就労証明書を利用施設または子育て支援課へ5月25日（水）までにご提出ください。

##### 【留意事項】

- ・この取り扱いについては、5月中の復職を妨げるものではありません。
- ・育児休業を延長されている期間につきましては、できるだけご家庭での保育にご協力くださいようお願いいたします。（保育料につきましては、表面「3」の取り扱いを行います。）
- ・慣らし保育の期間につきましては、ご利用施設にご相談ください。

#### 5. 「求職活動」の要件で入園したお父さまについて

求職活動による保育認定を受けて保育施設を利用している方については、十分に求職活動が行えない可能性があることを考慮し、下記のとおり保育認定の期限を最大2カ月延長することといたします。なお、この取り扱いについての保護者の方からの手続きは必要ありません。認定期限になりましたら、子育て支援課にて再認定の手続き及び期間延長した認定証を交付いたします。

認定期限：5月31日の方 }  
6月30日の方 } 7月31日までに延長します。

##### 【留意事項】

対応期間中につきましては、できるだけご家庭での保育にご協力くださいようお願いいたします。（保育料につきましては、表面「3」の取り扱いを行います。）

新型コロナウイルス感染症による状況は、日々変化しており、今後の状況によっては対応期間等が変更になる場合があります。